六　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	二　［同上］

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲			当該区域に係る地域の名称
	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無線電中継装置の設置場所を結ぶ線分の両側それぞれの幅（上の欄に掲げる交点		
重要無線通信の種類				
一四　削除				
一五　削除				
［一六～二五　略］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲			当該区域に係る地域の名称
	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無線電中継装置の設置場所を結ぶ線分の両側それぞれの幅（上の欄に掲げる交点		
重要無線通信の種類				
一四　人命・財産の保護	㈠　三重県津市栄町一丁目一〇〇番地（五九）	㈡　三重県度会郡大宮町滝原字岩内山二〇六四の四番地（七四五）	〇　四・六	五〇　三重県津市　栄町、鳥居町、丸之内養正町、中央、丸之内、岩田、幸町、大倉、西阿漕町新田、垂水
一五　同右	㈠　三重県津市栄町一丁目一〇〇番地（六三）	㈡　三重県阿山郡大山田村大字奥馬野字布引一一一三番地の三（八五二）	〇　二・〇	五〇　三重県津市　栄町、鳥居町、観音寺町、納所町
［一六～二五　同上］				